平成２５年（フ）第４３４号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目25番地26　ジュネス１―103
債務者　川井田麻衣子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７９号
静岡県沼津市西間門39番地　サンハイムＧＯＴＯ２―Ｃ号室
債務者　関　　浩二
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
京都府船井郡京丹波町実勢向山１番地２
債務者　狩野　憲雄
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字向新田７地割200
債務者　舘村　将徳
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５８号
福島県会津若松市上町４番６号　レジデンス甲賀101号、前住所福島県会津若松市東年貢１丁目11番46号　杉山方
債務者　西脇恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
新潟県村上市緑町４丁目１番７号
債務者　渡邉香寿美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第５６号
新潟県上越市北本町３丁目２番70号　佐徳荘２号
債務者　岩崎　真理（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県奄美市名瀬久里町22番３号
債務者　久保田正勝
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４０号
鹿児島県奄美市名瀬久里町14番17号
債務者　花田　絹江
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４２号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町５番10―34号
債務者　悦　　りか
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５８号
千葉県長生郡白子町南日当813番地９
債務者　片岡　臣子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
千葉県木更津市貝渕１丁目１番４号
債務者　石塚　洋子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２８９号
新潟市北区高森550番地１
債務者　本間　麗子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
富山県魚津市仏田3403　青島住宅２―104号
債務者　吉松　信之
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第２８９号
岐阜市清本町８丁目59番地１　寿第２ビル102号室
債務者　三枝真由美
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
岐阜県可児市川合2091番地１　シャトータウン可児Ａ―106、前住所岐阜県可児郡御嵩町井尻817番地14
債務者　鬼頭　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３３号
静岡県掛川市岡津407番地の32
債務者　伊藤　叶男
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1659番地　エスポワールエチカＢ棟105号室
債務者　加文　雄三
1　決定年月日時　平成25年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで　津地方裁判所伊賀支部